

『頑張るアーティスト!チャレンジ事業』FAQ

■支援内容

Q. 支援内容は。

A. アーティストの方が「with コロナ」の時代に適応して文化芸術活動を継続していくため新たに企画した取り組みを支援するもの。

申請されるアーティスト（団体）自身の出演料は対象外となりますが、例えば新たな取り組みとしてホールでライブ配信をされる場合、会場費や配信に要する備品費やリース料、道具の運搬費、チラシなど宣伝費等々、補助対象者に対し領収書が発行されるものが補助対象経費になります。（補助対象経費は要項 6P の別表でご確認ください。）

但し、補助対象者 1 人あたり 3 万円を上限に事務費を認めており、これについては領収書を求めません。団体の場合、補助金額対象者は、10 名まで、上限 100 万円までとなります。

複数団体が出演するフェスティバル等も同様上限 100 万円とします。

■対象者

Q. 対象者は。

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため神戸市内での活動自粛を余儀なくされている、音楽、演劇、舞踊、映像、美術、落語、伝統芸能などのアーティスト。

Q. 要項にアーティストで個人又は団体とあるが、団体の場合に法人でも対象か。

A. 法人でも応募要件を満たせば申請は可能。但し、公的団体は対象になりません。（公的団体による主催・共催事業も含む。）

Q. 市内在住だが、全国ベースで活動している。対象になるか。

A. 市内居住者の方であれば、その他の要件を満たせば応募対象になります。

Q. 外国人でも対象か。

A. 市内居住者の方又は市内を主な活動拠点としている方であれば、その他の要件を満たせば応募対象になります。

Q. プロでないとダメなのか。

A. 主たる生計維持が不特定多数に向けた表現活動にあり、文化芸術の振興や発信に関する活動実績がある必要があります。

過去 1 年以上継続して文化芸術活動行っており、そのことを提出いただく「活動実績がわかるもの」で確認させていただきます。

Q. 年齢要件はあるか。

A. 年齢要件はありません。

Q. YouTube 上で活動しています。対象になりますか。

A. 市内で居住していること、その他の要件を満たせば応募対象になります。

Q. 要項にある文化芸術の振興や発信に関する活動実績とはどんなものか。活動実績の証明は必要か。

A. 過去 1 年以上継続して文化芸術活動を行っており、そのことを提出いただく「活動実績がわかるもの」で確認させていただきます。具体的には、写真や過去のパンフレット、フライヤーなどを提出させていただきます。

Q. 活動拠点が神戸市内であることとは？

A. 市内のホール等で表現活動が行われていることです。

Q. 要項にある活動機会が失われており、収入の減少が見込まれるとは。

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、計画していた公演等が中止や延期になり表現活動の機会が失われたことにより、収入が減少した、あるいは減少が見込まれる場合で、提出していただく「事業計画書」の中で具体的な内容を記載していただきます。

Q. 複数事業で申請した場合の取扱いは。

A. より多くのアーティストを支援する観点から、同一人物が複数の申請を行い、又は別に申請を行うグループの一員になることはできません。

Q. ピアノ教室を運営し指導をしていますが応募対象になりますか。

A. 要項の条件を満たした上で、新たに企画した取り組みに支援する事業の主旨に沿ってこれまでとは違う企画を実施していただく必要があります。

Q. 画家や写真家がギャラリーで個展を開催する場合は対象になるのか。

A. 要項の条件を満たした上で、新たに企画した取り組みに支援する事業の主旨に沿った企画を実施していただく必要があります。これまでと同様の個展を開催する場合のみでは応募対象にはなりません。

Q. 他の補助金をもらっているが、応募対象になるか。

A. より多くのアーティストの活動の支援をするために、同一事業に対して、神戸市のほか、国や県から別途、芸術活動支援事業等の補助金交付を受けている場合は、その補助金を充当した差額分についてのみ申請可能です。

■対象活動

Q. 既に4月に実施した事業も対象になるか。

A. 事業の実施期間は令和2年4月1日～令和2年12月31日までとしています。

既に新たな生活様式に対応すべく企画した取り組みを実施した場合も対象とすべく、4/1 まで遡って対象としています。

Q. 新たな取り組みとして過去の動画を編集して配信しようと考えている。対象になるか。

A. 過去の作品等の単なる編集だけでは、当支援事業の趣旨にそぐいませぬので対象にはなりません。コロナ禍において将来的に事業継続をしていく観点での新たなチャレンジ企画をご検討ください。

Q. 「with コロナ」時代に適応とは何か。3密を回避する等でいいのか。

A. コロナ禍において将来的に事業継続をしていく観点での新たなチャレンジ企画であると理解してください。

Q. 新たに企画された取り組みとは。

A. 例えば、①管弦楽団によるホールでのコンサート（実演&WEB配信）の開催
②複数のアーティストによる野外イベント（実演&WEB配信）の開催
など、これまでの取り組みとは違う新たな企画です。

Q. 対象分野は例示された音楽、演劇、舞踊、映像、美術、伝統芸能 以外ダメなのか。

A. 文化芸術活動であれば、例示した分野以外でも対象になります。

■応募に際して

Q. 複数の企画を申し込むことは可能か。

A. できません。複数の企画へ参加することは可能ですが、同一人物が複数のグループの一員（共同申請者）として申請することはできません。

Q. 複数グループに参加することは可能か。

A. より多くのアーティストを支援する観点から、同一人物が複数の申請を行い、又は別に申請を行うグループの一員になることはできません。

Q. 団体はすべて上限 100 万円ということか。3 人でも 100 万円か。

A. 補助金額は補助対象経費について、一人あたり上限 10 万円です。
団体の場合、補助金額対象者は 10 名まで、上限 100 万円までとなります。
3 人の場合は上限 30 万円までとなります。
複数団体が出演するフェスティバルは上限 100 万円です。

Q. 第一次募集要項とあるが、第二次募集もあるのか。

A. なるべく早期に補助決定して支給していくとの観点から書類不備等がなく受付したものを順次審査していくこととしています。
その一方で、申請に際して検討に一定時間が必要なアーティストもおられることから、一度の募集でなく 2 回に分けて第二次募集を 9 月頃に予定しています。

■審査

Q. 審査の基準は。

A. 審査は応募要項に基づく要件を満たしているかについて行います。

Q. 早いもの順か。（先着順か。）

A. なるべく早期に補助決定して支給していくとの観点から書類不備等がなく受付したものを順次審査していくこととしています。
その一方で、申請に際して検討に一定時間が必要なアーティストもおられることから、一度の募集でなく 2 回に分けて第二次募集を 9 月頃に予定しています。
第一次、第二次募集ともに応募期間内であってもそれぞれ予算の上限に達した時点で募集を終了する事があります。

Q. 審査期間はどれくらいか。申請したらすぐもらえるのか。

A. 審査は書類不備等がなく申請書受理をした後順次行います。交付決定後、交付決定額（概算額・上限）の 6 割を上限に速やかに概算払います（8 月上旬以降随時）。

Q. 予算規模はどれくらい。

A. 第一次募集として 1250 万円、第二次募集も同額を予定しています。

■補助対象経費

Q. 申請者自身の出演料は。

A. 該当しません。

Q. 事務費とは。領収書がいないのか。どんなものが想定されるのか。

A. その都度領収書を整えることが出来ない、また非効率である雑費を想定しています。

Q. 再び感染拡大の傾向になり、交付決定した事業が中止、延期になった場合はどうなるのか。

A. 感染拡大による自粛要請や台風、大雨、地震等の天変地異等により交付決定した事業をやむを得ず中止せざるを得なかった場合は、既に執行した経費があれば領収書の確認に基づき要した経費を交付します。延期の場合は事業実施期間内の令和2年12月31日までに改めて実施可能であれば、交付決定を継続することとし、事業実施期間内で行うことが難しい場合は、上記中止と同様の取扱いとします。

■応募期間

Q. 予算の上限に達したら終了とあるが、どのように周知されるのか？

A. 神戸市と神戸市民文化振興財団のホームページでお知らせします。

Q. 採択される前に購入したビデオカメラや配信にかかった経費は補助の対象になるのか。

A. 要項の条件を満たした上で、請求書や領収書等の日付が補助対象期間（令和2年4月1日～12月31日）内のものに限り補助の対象になります。

Q. オンライン配信イベント（4月4日実施）に使用するカメラを3月28日に支払った。この経費についても補助の対象となるのか。

A. 補助対象外です。請求書や領収書等の日付が補助対象期間（令和2年4月1日～12月31日）内のものに限り補助の対象になります。

Q. 消費税は補助の対象となるのか。

A. 消費税も対象になります。

■応募書類

Q. 書き方が分からない。どうしたらよいか。

A. ホームページに記入例を掲載しています。参考にしてください。

■提出方法

Q. 郵送費を負担してほしい。

A. 応募にかかる一切の経費は、応募者の負担になります。

■交付決定

Q. 決定したらすぐにもらえるのか。

A. 交付決定後、交付決定額（概算額・上限）の6割を上限に速やかに概算払いします（8月上旬以降随時）。

Q. 交付決定後に事業を中止せざるを得ない場合は。

A. 事業の中止が見込まれる場合は、まず相談窓口にご相談ください。必要な手続きをしていただき、既に交付された補助金全額を返還していただきます。

Q. 交付決定後に事業の内容変更が生じた場合は。補助決定額（概算）より増額の変更は可能か。

A. 内容変更が見込まれる場合はまず相談窓口にご相談して下さい。相談のないまま勝手な判断で変更が行われた場合は、交付決定の取り消し、概算払額の返還をしていただく場合もありますので注意してください。

事務局が変更を認める場合は改めて申請をしていただく必要があります。その場合、予算の制約上当初に決定した交付決定額（概算額・上限）を上回る申請は出来ません。

■支払い

Q. 申請者以外の口座名義にすることはできるか。

A. 原則として、申請者の名義の口座としてください。どうしても申請者以外の口座を希望される場合は委任状を提出していただきます。

Q. グループの場合、それぞれの口座に振り込み可能か。

A. 概算払い等の手続きを行うことから、振込は申請者の指定する口座のみとさせていただきます。